

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

|     |   |                   |   |
|-----|---|-------------------|---|
| 規 則 | 岐 阜 県 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 | ( 自 然 環 境 保 全 課 ) | 一 |
| 規 則 | 岐 阜 県 希 少 野 生 生 物 保 護 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則                   | ( 同 )             | 二 |

## 規 則

岐 阜 県 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

平 成 二 十 五 年 四 月 一 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐 阜 県 規 則 第 四 十 一 号

岐 阜 県 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則  
岐 阜 県 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 施 行 細 則 ( 平 成 十 五 年 岐 阜 県 規 則 第 四 十 三 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 記 第 二 号 様 式 中 「 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 様 」 を 「 岐 阜 県 知 事 様 」 と 改 正 し、同 様 式 注 に 次 の 一 号 を 加 え る。

8 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 に 提 出 す る 場 合 に は、「 岐 阜 県 知 事 」 を 「 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 」 と 記 載 す る こと。

規 則 第 十 号 様 式 中 「 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 様 」 を 「 岐 阜 県 知 事 様 」 と 改 正 し、同 様 式 注 に 次 の よ う に 加 え る。

注 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 に 提 出 す る 場 合 に は、「 岐 阜 県 知 事 」 を 「 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 」 と 記 載 す る こと。

規 則 第 八 号 様 式 中 「 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 様 」 を 「 岐 阜 県 知 事 様 」 と 改 正 し、同 様 式 注 に 次 の よ う に 加 え る。

注 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 に 提 出 す る 場 合 に は、「 岐 阜 県 知 事 」 を 「 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 」 と 記 載 す る こと。

規 則 第 六 号 様 式 中 「 振 興 局 ( 事 務 所 ) 長 様 」 を 「 岐 阜 県 知 事 様 」 と 「 注 鳥 獣

飼養登録票を添付すること。 1 及び 2 「注1

鳥獣飼養登録票を添付すること。

振興局（事務所）長に提出する場合には、「岐阜県知事」を「振興局（事務 1 及び 2 所）長」と記載すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十一号

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県希少野生生物保護条例施行規則（平成十五年岐阜県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第二十一号様式まで（別記第三号様式及び別記第四号様式を「岐阜県知事 様

除く。）の規定中「岐阜県 振興局（事務所）長 様」を「振興局の所管区域（振興局に置かれ

にあつては、振興局長 1 及び 2 する事務所の長を含む。）」

「岐阜県知事

定品兼川柳繁代中「岐阜県 振興局（事務所）長 印」を「振興局の所管 1 及び 2 区域にあつては、振興局長 1 及び 2 振興局（事務所）長に」と「知事（

印

振興局の所管区域にあつては、振興局長（振興局に置かれる事務所の長を含む。）に」 1 及び 2

附則

この規則は、公布の日から施行する。